

札幌市税条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）4月2日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第30条の2の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号中「第317条の3の2第1項第4号」を「第317条の3の2第1項第3号」に改め、同号を同項第3号とする。
- (2) 第30条の2の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「第317条の3の3第1項第4号」を「第317条の3の3第1項第3号」に改め、同号を同項第3号とする。
- (3) 第82条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「第8条の4」を「第8条の4第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 - 2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第84条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法施行規則第16条の2の3第1項において準用する法施行規則第8条の4第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。
- (4) 第84条第1項中「第82条第2項」を「第82条第3項」に改める。

- (5) 附則第6条第6号アの表(イ)の項中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について法」を「当該土地が令和元年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(イにおいて「令和2年改正前の法」という。)」に改め、同号イの表(イ)の項中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和元年度分の固定資産税について令和2年改正前の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
- 2 改正後の第30条の2の2第1項の規定は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき改正後の第30条の2の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 改正後の第30条の2の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する改正後の第30条の2の3第1項に規定する申告書について適用する。

(理 由)

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税において、特例措置の廃止等に伴う課税標準の算定方法に係る規定の整備を行うほか、個人市民税に係る扶養親族等申告書において、単身児童扶養者に関する項目を記載事項から削除する等のため、本案を提出する。